

市第55号議案

横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する  
条例の一部改正

横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の  
一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年12月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する  
条例の一部を改正する条例

横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（  
平成16年12月横浜市条例第67号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条  
例

第 1 条を次のように改める。

（目的）

第 1 条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第 151 号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第 2 条第 1 号中「横浜市」の次に「（以下「市」という。）」を

、「。）」の次に「並びに地方自治法第 252 条の17の 2 第 1 項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第55条第 1 項の規定により市が処理することとされた事務について規定する神奈川県条例及び規則」を加え、同条中第10号を第11号とし、第 9 号を第10号とし、第 8 号を第 9 号とし、同条第 7 号に後段として次のように加える。

この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行う処分通知等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う市の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

第 2 条中第 7 号を第 8 号とし、同条第 6 号に後段として次のように加える。

この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行われる申請等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける市の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。

第 2 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第

5号とし、同条第3号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 民間事業者 個人又は法人その他の団体であつて、事業を行うもの（行政機関等（法第3条第2号に規定する行政機関等をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。

第8条を第10条とする。

第7条の見出し中「手続等に係る電子情報処理組織の使用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条中「市の機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は」を「電子情報処理組織を使用する方法により」に、「申請等」を「市の機関等に係る申請等」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条を第9条とする。

第6条第1項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する」を「に関する他の条例等の規定により」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関等は、」を「作成等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(添付書面等の省略)

第 8 条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

第 5 条第 1 項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第 2 項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条を第 6 条とする。

第 4 条第 1 項中「市の機関等は、」を削り、「より書面等により行うこととしている」を「において書面等により行うことその他のその方法が規定されている」に、「（市の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して」を「を使用する方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をす

る場合に限る。

第 4 条第 2 項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第 3 項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第 4 項中「第 1 項の場合において、市の機関等は、」を「処分通知等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第 2 項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第 5 項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第 4 項までにおいて同じ。）」とする。

第 4 条を第 5 条とする。

第 3 条第 1 項中「市の機関等は、」を削り、「より書面等により

行うこととしている」を「おいて書面等により行うことその他のその方法が規定されている」に、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に、「) を使用して行わせる」を「以下同じ。) を使用する方法により行う」に改め、同条第 2 項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第 3 項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第 4 項中「第 1 項の場合において、市の機関等は、」を「申請等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「かかわらず、」の次に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の」を加え、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の 2 項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情が

ある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第 2 項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第 6 項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。）」とする。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（基本原則）

第 3 条 市における情報通信技術を活用した行政の推進は、法第 2 条の規定の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 手続等並びにこれに関連する市の機関等の事務及び民間事業者の業務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務及び業務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること。
- (2) 民間事業者その他の者から市の機関等に提供された情報については、市の機関等及び行政機関等が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとする。
- (3) 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる

多数の手續等（これらの手續等に関連して民間事業者に対して行われ、又は民間事業者が行う通知を含む。以下この号において同じ。）について、市の機関等及び民間事業者が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手續等を一括して行うことができるようにすること。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（以下「新条例」という。）第 4 条及び第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等（新条例第 2 条第 7 号に規定する申請等をいう。）又は処分通知等（新条例第 2 条第 8 号に規定する処分通知等をいう。）について適用し、同日前に行われた電子情報処理組織による申請等（この条例による改正前の横浜市行政手續等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下「旧条例」という。）第 2 条第 6 号に規定する申請等をいう。）又は処分通知等（旧条例第 2 条第 7 号に規定する処分通知等をいう。）については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第 5 条又は第 6 条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、新条例第 6 条又は第 7 条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。

（横浜市手数料条例の一部改正）

- 4 横浜市手数料条例（平成12年 3 月横浜市条例第32号）の一部を

次のように改正する。

第 2 条第 13 号中「横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に改める。

(横浜市印鑑条例の一部改正)

- 5 横浜市印鑑条例（昭和 52 年 3 月横浜市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 4 項中「横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に、「第 3 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項」に改める。

#### 提 案 理 由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本原則及び情報通信技術を利用する方法により申請、届出その他の手続等を行うために必要となる事項を定める等のため、横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例  
横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

（目的）

（目的）

- 第 1 条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「法」という。）の趣旨に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 9 条第 1 項の規定の趣旨の通り、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基  
にのっとり、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し本原則及び情報通信技術を利用する方法により手続等を行うため、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利用する方法により行うことができるようにするための共通する事  
便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市  
項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行  
民生活の向上に寄与することを目的とする。  
政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

（定義）

- 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 横浜市（以下「市」という。）の条例及び規則（地  
方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 2 項に規定す  
る規程及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 10 条に  
規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法  
第 252 条の 17 の 2 第 1 項又は地方教育行政の組織及び運営に関  
する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 55 条第 1 項の規定により  
市が処理することとされた事務について規定する神奈川県  
の条例及び規則をいう。

(第 2 号省略)

(3) 民間事業者 個人又は法人その他の団体であって、事業を行  
うもの（行政機関等（法第 3 条第 2 号に規定する行政機関等を  
いう。以下同じ。）を除く。）をいう。

(4)  
(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本  
その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することがで  
きる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(5)  
(4) (本文省略)

(6)  
(5) (本文省略)

(7)  
(6) 申請等 条例等の規定に基づく申請、届出その他の市の機関  
等に対して行われる通知をいう。この場合において、経由機関  
(条例等の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を經由  
して行われる申請等における当該他の行政機関等又は民間事業  
者をいう。以下この号において同じ。)があるときは、当該申  
請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行  
われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受  
ける市の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申  
請等とみなして、この条例の規定を適用する。

(8)  
(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当た  
る行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機  
関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をい  
う。この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき他の  
行政機関等又は民間事業者を經由して行う処分通知等における  
当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号におい  
て同じ。)があるときは、当該処分通知等については、当該処

分通知等を行う市の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

(9) (本文省略)

(8)

(10) (本文省略)

(9)

(11) (本文省略)

(10)

(基本原則)

第 3 条 市における情報通信技術を活用した行政の推進は、法第 2 条の規定の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

(1) 手続等並びにこれに関連する市の機関等の事務及び民間事業者の業務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務及び業務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること。

(2) 民間事業者その他の者から市の機関等に提供された情報については、市の機関等及び行政機関等が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとする。

(3) 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等（これらの手続等に関連して民間事業者に対して行われ、又は民間事業者が行う通知を含む。以下この号において同じ。）について、市の機関等及び民間事業者が相互に連携

することにより、情報通信技術を利用して当該手続等を一括して行うことができるようにすること。

(電子情報処理組織による申請等)

第 4 条 第 3 条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続申請等をの相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したする者の電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等前項の規定については、当該申請等に関する他のを書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等規定は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に同項の備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち第 1 項の場合において、市の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定

の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって<sup>代える</sup>当該署名等に代えさせることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第 2 項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第 6 項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第 5 条 市の機関等は、  
第 4 条 他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわ

らず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織 （市の機関  
方法により  
等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る  
電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう  
。）を使用して行うことができる。ただし、当該処分通知等を受  
ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の  
規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通  
 前項の規定  
 知等については、当該処分通知等 に関する他の  
を書面等により行うものとして  
規定した処分通知等に関する 条例等の規定に 規定する方法 によ  
規定する書面等  
 り行われたものとみなして、当該条例等その他の 当該処分通知等  
 に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第 1 項の 電子情報処理組織を使用する方法 により行われた処分  
 規定  
 通知等は、当該 処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機  
同項の  
 に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受  
 ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち  
 第 1 項の場合において、市の機関等は、当該処分通知等に関す  
る他の条例等の規定に おいて 署名等をする こと が規定されている  
より としているもの  
ものを第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合  
には、当該署名等 については、当該条例等の規定にかかわらず、  
 氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをも  
 って 当該署名等に 代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき  
事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交  
付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうち  
に第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困

難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第 2 項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第 5 項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第 4 項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

- 第 6 条 市の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うことができる。
- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の縦覧等に関する規定した縦覧等に関する条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

- 第 7 条 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成  
前項の規定  
等に関する他の条例等の規定により  
を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等  
の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該条  
例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 作成等のうち当該作成等に関する他  
第1項の場合において、市の機関等は、  
の条例等の規定において署名等をすることが規定されているもの  
よりとして  
を第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等について  
は、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにす  
る措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えるこ  
とができる。  
(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その  
他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等  
の規定において当該申請等に際し添付することが規定されている  
ものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が  
、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番  
号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規  
則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用し  
て、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は  
参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)  
手続等に係る電子情報処理組織の使用

第9条 市長は、少なくとも毎年度1回、電子情報処理組織を使用  
第7条 市の機関等が電子情報処  
理組織を使用して行わせ、又は行うことができる市の機関等に係  
る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技  
術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネット  
技術の利用

の利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第 10 条  
第 8 条 (本文省略)

横浜市手数料条例 (抜粋)

(上段 改正案)  
(下段 現行)

(手数料)

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(第 1 号から第 12 号まで省略)

(13) 住民票又は戸籍の附票の写し

の交付手数料 1 件につき 300 円

(横浜市情報  
横浜市行政  
通信技術を活  
手続等におけ  
用した行政の  
る情報通信の  
推進等に関する  
技術の利用に  
る条例) ( 関する条例 )  
平成 16 年 12 月  
横浜市条例第  
67 号) 第 2 条  
第 2 号に規定  
する市の機関  
等の使用に係  
る電子計算機  
(入出力装置

を含む。以下  
同じ。) と電  
気通信回線で  
接続された民  
間事業者の使  
用に係る電子  
計算機で、必  
要な操作を行  
うことにより  
各種証明書を  
交付する機能  
を有するもの  
(以下「多機  
能端末機」と  
いう。)によ  
る交付の場合  
にあっては、  
250 円)

(第 14 号から第 184 号まで省略)

#### 横浜市印鑑条例 (抜粋)

(上段 改正案)  
(下段 現 行)

(印鑑登録証明書の交付申請)

第 17 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 第 1 項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、横浜市情報通信技  
横浜市行政手続等

術を活用した行政の推進等に関する条例（平成 16 年 12 月横浜  
における情報通信の技術の利用に関する条例  
市条例第 67 号）第 4 条第 1 項  
第 3 条第 1 項の規定により、同項に規定する電子  
情報処理組織を自ら使用して、印鑑登録証明書の交付を区長に申  
請することができる。